



# カーボン・オフセットの商品企画の ポイントと今後の課題

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング(株)  
環境・エネルギー部 主任研究員

Masahiro Takeda  
竹田 雅浩

## 1. 我が国のカーボン・オフセットの取組の特徴

2009年2月末現在、国内におけるカーボン・オフセットの取組は約390件あり、そのうち商品・サービス型が大半を占めている。欧米では自己活動オフセットが主流であるのに対し、我が国では自動車関連商品・サービスや旅行など、一般消費者向けの商品・サービス型のカーボン・オフセットの取組が圧倒的に多いのが特徴である。

うな課題を解消するため、カーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットを提供するとともに、クレジットの無効化処理などを代行するサービスを行う事業者であり、現在、日本に約14社の専門事業者が存在している。このほか、銀行などの金融機関や商社においても企業又は個人向けにクレジットの提供サービスを行っているところがある。

表1 カーボン・オフセットの取組類型と取組件数

分類	説明	件数
市場流通型	商品・サービス 市民、企業等が商品を使用したり、サービスを利用したりする際に排出されるGHGについて、当該商品・サービスと併せてクレジットを購入することでオフセットするもの。	203件
	会議・イベント 国際会議やコンサート、スポーツ大会等の主催者とその開催に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの	59件
	自己活動 市民や企業等が、クレジットを購入することで、自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの	51件
特定者間完結型	地域の森林保全への出資・寄付行為など、市場を通さずに特定者間のみで実施されるようなカーボン・オフセットの取組	77件

## 2. 商品・サービス型のカーボン・オフセットの仕組み

一般に、商品・サービスに関連する市民生活の排出量の一部を切り出してカーボン・オフセットする場合、その排出量はkg-CO<sub>2</sub>またはg-CO<sub>2</sub>の単位で表されることが多い。ところが、オフセットに用いるクレジット(例えば、国連のCDMクレジット(CER))の最小単位はt-CO<sub>2</sub>であり、そのままでは同量のオフセットができない。また、京都クレジットは通常百万tなど大規模な単位で売買されており、オフセットに必要なクレジットを1t単位で入手することは困難である。

カーボン・オフセットプロバイダーは、このよ

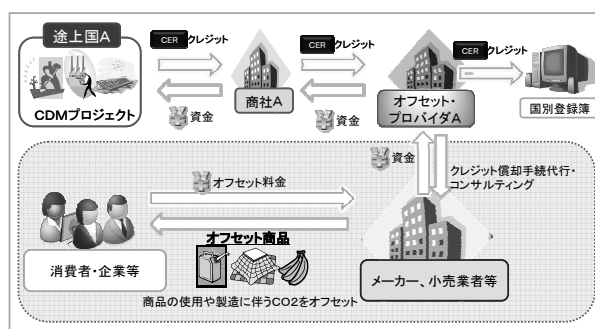


図1 商品・サービス型のカーボン・オフセットの仕組み

## 3. カーボン・オフセットの商品企画のポイント

環境省ではカーボン・オフセットの信頼性構築のために様々なガイドラインや制度を策定してきたが<sup>1</sup>、これらのうち、「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」(2009年3月環境省)の要点を図2にまとめた。

### (1) 排出量の算定

商品・サービス型オフセットの場合は表2に示す正確性はレベル2以上が求められる。経済産業省のカーボン・フットプリント制度に参加している場合は、同制度の算定方法の正確性はレベル3に該当すると考えられるので、その成果を活用するのもよいだろう。

また、我が国の場合、当該排出量の一部を埋め合わせるケースも認められているので、総排出量

<sup>1</sup>詳細については、環境省のウェブサイト([http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon\\_offset.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html))参照のこと。

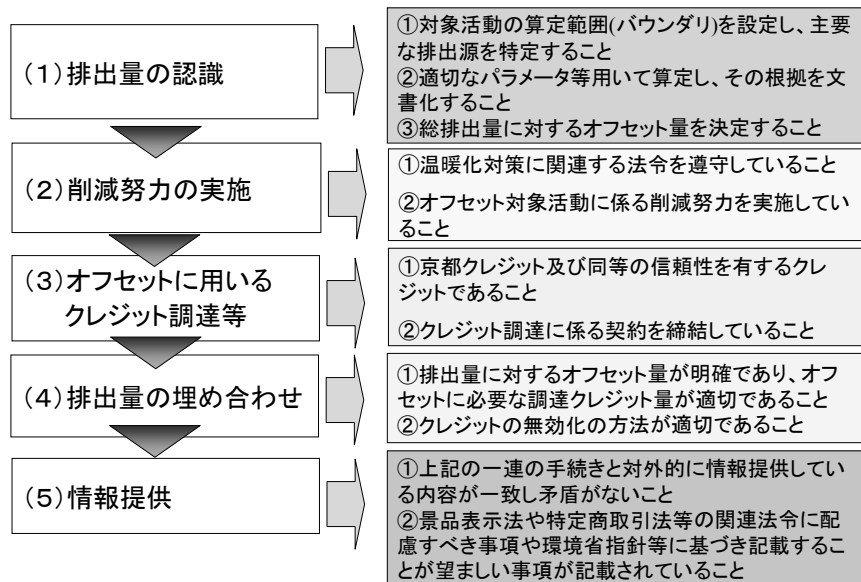


図2 カーボン・オフセットの商品企画のポイント

表2 カーボン・オフセットに求められる排出量算定の正確性

レベル	算定方法
レベル1	活動量及び排出係数の両方について、標準値を用いて計算するもの ・対象とする活動の活動量及び排出係数の把握が困難である場合、又はGHG排出量の算定に高い精度を求める必要がない場合
レベル2	活動量はGHG算定対象の活動に固有のデータを用い、排出係数は標準値を用いて計算するもの ・対象とする活動の活動量及び排出係数を地域別等に得ることが難しい場合に、標準的な値を用いる方法（例えば、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で示されているような排出係数を用いる方法）
レベル3	活動量及び排出係数の双方について、GHG算定対象の活動に固有のデータを用いて計算するもの ・対象とする活動の詳細な情報を把握することが可能であり、かつGHG排出量の算定に高い精度が求められる場合

に対するオフセット量を決定しておくことが重要である。

## (2) 削減努力の実施

海外では、削減努力をせず安易にオフセットすると、オフセットが免罪符になっていると批判された事例がある。消費者の使用時の排出量をオフセットする自己活動オフセット支援型の場合はよいが、原材料調達・製品製造の排出量をオフセットする場合は、「自社削減費用を消費者に負担させるのか」と批判を浴びないような削減努力が必要である。

## (3) オフセットに用いるクレジットの調達

2008年11月にオフセットクレジット(J-VER)制度が策定され、これまで主流であった国連のCDMクレジット(CER)に加え、国内の森林管理活動や木質バイオマスのエネルギー利用のクレジット(J-VER)が利用可能になった。今後はグリーン電力証書のほか、事業者のニーズの高い方法論が随時

追加される予定なので、消費者に理解されやすいクレジットでのオフセットが可能となる。

## (4) 排出量の埋め合わせ

国連のCDMクレジットの無効化の方法には、償却口座への移転(京都議定書目標達成に貢献)と取消口座への移転(世界全体での温室効果ガスの削減に貢献)の2通りあり、どちらを選択するかは任意だが、国際航空の排出量を京都クレジットを用いてオフセットする場合は、取消口座に移転する必要があるので注意が必要である。

## (5) 情報提供

現時点では、一般消費者のカーボン・オフセットの理解度は低いと考えられ、消費者保護の観点からオフセット商品・サービスの説明をする必要がある。特に、景品表示法や特定商取引法等の関連法令には十分注意されたい。

## 4. 今後の課題

現時点で商品・サービス型オフセットは200件を超えたが、オフセットのクレジット費用を消費者が負担している事例は少なく、商品・サービス提供者が販売促進費等で負担している事例がほとんどである。まだまだカーボン・オフセットの取組が定着したとは言えず、消費者の理解が深まるような普及啓発活動の推進が必要であるといえよう。